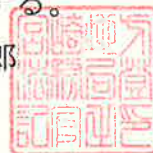


表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 11月 17日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3501-2024-0085号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字楠原字大原頭3389番
- 3 地目 畑
- 4 地積 62㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
守永平次郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 11月 17日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3501-2024-0095号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字毛吉田字村上663番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 218㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
谷口佐次郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 11月 17日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3501-2024-0100号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字毛吉田字神舞束1253番乙
- 3 地目 宅地
- 4 地積 56・19㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）

谷口清吉

- 6 登記すべき事項

宮崎県日南市大字毛吉田783番地

谷口勘次郎（昭和46年3月29日当時）